

平成26年度

予算と事業計画が決まりました

予算規模

一般勘定：16億4531万円
介護勘定：1億8530万円

一般勘定

高齢者等の医療を支援するための納付金が一時的に大幅に減少したものの、なお積立金を3300万円取り崩す厳しい予算編成となり、経常収支は▲1690万円の赤字予算となりました。本年度も保険料率の見直しは行いませんが、毎年、積立金の取り崩しで財源を確保しているため、このまま推移すると、あと5年後の平成31年には別途積立金が底をつく見込みです。

予算の概要

予算基礎となる被保険者数は2,850人で前年度予算に比べ50人の増加、標準報酬月額の平均は431,000円で2,000円の減少を見込んでいます。これにより収入の大半を占める保険料は15億6303万円（前年度予算対比：2031万円増）となります。

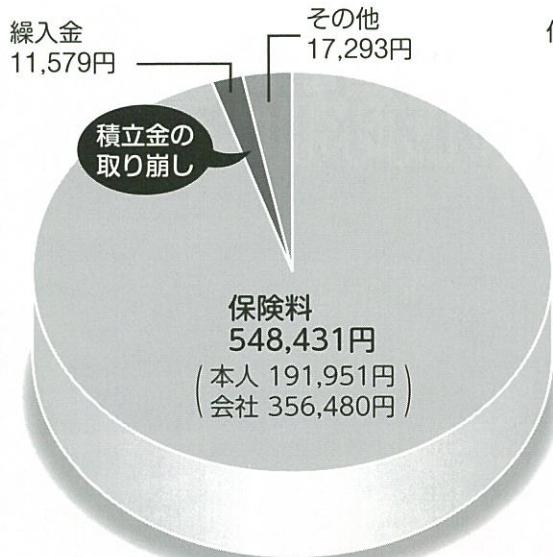
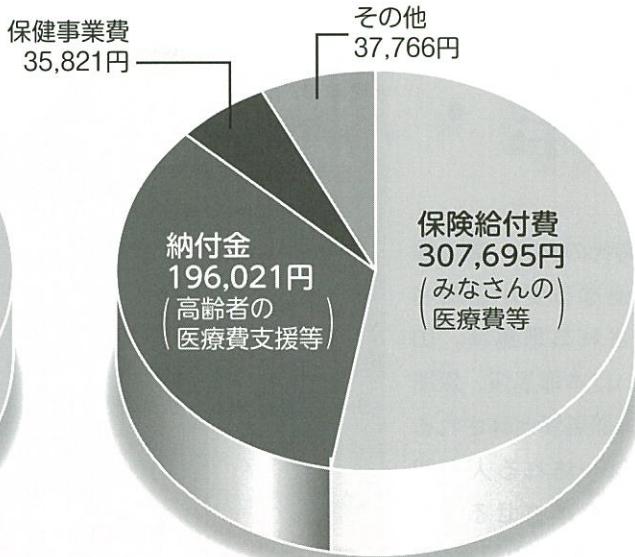
一方、医療費等の保険給付費は8億7693万円（同：1197万円増）、納付金は、前期高齢者納付金が24年度分の概算拠出額と確定拠出額の精算により減額されることから1億733万円（同4億895万円減）と大幅に減少したことにより、5億5866万円（同：4億1730万円減）となりました。保険給付費と納付金を合わせた義務的経費は本年度の保険料収入の91.8%となりました。

平成26年度収入支出予算概要表

一般勘定

収 入		支 出	
科 目	予 算 額 (千円)	科 目	予 算 額 (千円)
保 險 料	1,563,027	事 務 費	47,016
国 庫 負 担 金 ・ 他	446	保 險 給 付 費	876,931
調 整 保 險 料	26,072	法 定 給 付 費	851,944
緑 入 金	33,000	付 加 給 付 費	24,987
国 庫 補 助 金 収 入	343	納 付 金	558,660
財 政 調 整 事 業 交 付 金	16,917	前 期 高 齢 者 納 付 金	107,328
雜 収 入	5,509	後 期 高 齢 者 支 援 金	367,602
		退 職 者 給 付 拠 出 金	83,719
		そ の 他	11
		保 健 事 業 費	102,089
		還 付 金	2
		財 政 調 整 事 業 拠 出 金	26,073
		積 立 金	438
		雜 支 出	1,083
		予 備 費	33,022
収 入 合 計	1,645,314	支 出 合 計	1,645,314
經 常 収 入 合 計	1,569,318	經 常 支 出 合 計	1,586,217
		經 常 収 支 差 引 額	▲16,899

被保険者1人当たり額に見る収支の割合

収入 **577,303円**支出 **577,303円**

前期高齢者納付金の減少は過去分の返還による一時的なものであり、今後、当健保組合の前期高齢者（65～74歳）の医療費が増加すれば、前期高齢者納付金も再び増加することになります。

より効果のある保健事業により、医療費適正化を

前期高齢者納付金を抑制するためにも、医療費適正化に資する効果のある保健事業が必要になっていきます。このため、会社とも連携し、当健保組合の医療費の解析結果に基づき、抑制可能な疾病への対策として、生活習慣病対策、がん対策、呼吸器系疾患対策、また、ハイリスク者に重点を置いた保健事業を行っていきます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、当健保組合が協会けんぽ（もとの政府管掌健康保険）などに比べてはるかに安価な保険料で保健サービスをご提供していることをご理解いただき、ジェネリック医薬品の活用などによる医療費適正化に向けてより一層ご協力をいただきますようお願いします。

介護勘定

国から通知される介護納付金が毎年増加しており、本年度も1000万円増加しましたので、これを賄うため、介護保険料率を前年度の11.20／1000から11.80／1000（これを労使折半）に引き上げました。

収入

科 目	予 算 額 (千円)
介 護 保 険 収 入	180,614
繰 越 金	727
繰 入 金	3,959
収 入 合 計	185,300

支 出

科 目	予 算 額 (千円)
介 護 納 付 金	185,000
介 護 保 険 料 還 付 金	300
支 出 合 計	185,300



中津・耶馬溪

江戸時代の文人・賴山陽
が奇岩連なる姿から命名
したとされる耶馬溪。山
国川沿いに本耶馬溪、深耶
馬溪、裏耶馬溪と称される
渓谷美は、訪れる人を四
季折々に感嘆させる。中
でも、青の洞門や競秀峰、
羅漢寺がある本耶馬溪工
リアは耶馬溪観光の中心
スポット。新緑を愛でなが
ら散策へと出かけよう。



競秀峰と青の洞門

青の洞門駐車場を起点に散策開始。まずは、青の禅海橋を渡り対岸へ回ろう。川沿いに歩けば、青の洞門と競秀峰の全容を見ることができる。国道を横切り8連アーチが美しい耶馬溪橋を川の対岸へと渡ると、現在は車道になっている青の洞門のトンネルが見えてくる。歩道側には僧禪海が30年かけてノミと鎌だけで掘ったトンネル跡が残り、往時の苦労が偲ばれる。

駐車場まで戻ったら、禅海ゆかりの羅漢寺へと足を延ばしてみよう。川沿いの遊歩道を行けば途中には耶馬溪風物館、道の駅・耶馬トピアがあるので立ち寄るのもよい。川を遡るように小道を行けば、羅漢寺への旧参道入口。健脚の人は本堂まで歩いて上ってもよいが（約30分）、途中にあるリフトを利用すれば約5分で行くこともできる。

険しい岩肌に建つ羅漢寺に参拝したら、帰りはゆっくり歩いて下山すれば新緑を満喫できるだろう。

ACCESS

- JR日豊本線「中津駅」から大分交通バスで約25分
- 宇佐別府道路「宇佐IC」より約25分
大分自動車道「日田IC」より約35分
※ 北九州空港より約70分、
大分空港より約80分



問い合わせ

中津耶馬溪観光協会本耶馬溪支部
☎ 0979-52-2211
<http://www.nakatsuyaba.com>



禅海像

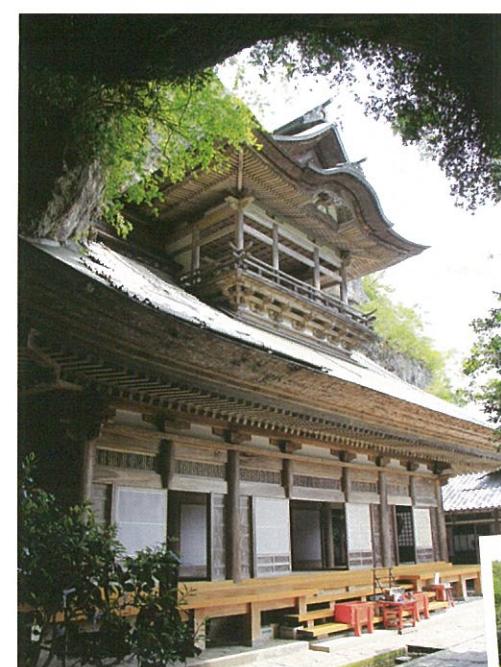


青の洞門

競秀峰の裾野に禅海が掘った全長342mのトンネル。
日本最初の有料道路でもあった。



洞門内には禅海
らがノミと鎌で
掘った跡も一部
残っている。



羅漢寺

岩窟の古刹として知られる羅漢寺は、羅漢山中腹の岩壁に埋め込まれたように建つ。足利義満より贈られた扁額のある仁王門、五百羅漢が見どころ。リフト乗り場近くにある禅海堂には禅海が当時使用していた道具が展示されている。

拝観
休日
料金
電話

9:00 ~ 17:00
無休
境内自由
(本堂・庭園拝観300円)
0979-52-2538



●耶馬渓観光リフト

営業 9:00 ~ 17:00
(10・11月は8:30 ~ 17:00)
料金 羅漢寺駅まで片道大人500円、
小人250円
電話 0979-52-2515



仁王門



五百羅漢



耶馬渓風物館

耶馬渓地区にあつた縄文時代の遺跡や禅海、羅漢寺の資料などを展示・紹介している。隣には道の駅・耶馬トピアもある。

開館 9:00 ~ 17:00
休館日 木曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
入館料 大人100円、小・中学生無料
電話 0979-52-2002

中津市街

中津城



黒田官兵衛孝高が豊臣秀吉の命で九州平定の拠点として1588年に築城し初代城主となつた。現在の天守閣は昭和39年に建設されたもので、江戸時代に中津藩を統治した奥平家の歴史資料館になっている。

開門 9:00 ~ 17:00
休日 無休
入城料 大人(高校生以上)400円、小人200円
電話 0979-22-3651



福澤諭吉旧居

中津藩士の父と死別後、大阪から母子で中津へ帰郷して暮らした家。隣接する福澤記念館では、その一生をたどる展示と貴重な資料を紹介している。

開館 8:30 ~ 17:00
休館日 12/31
入館料 大人(高校生以上)400円、小人200円
電話 0979-25-0063



合元寺

黒田官兵衛孝高が敵対する宇都宮氏の家臣たちを討ち果たした寺で、何度塗り直しても返り血が白壁に浮き出てくるため赤く塗ったと言われる。赤壁寺の別名を持つ。

拝観 7:00 ~ 日没
料金 境内自由

※ 営業時間や料金などは変更される場合があります。

湯ったり

**市営深耶馬温泉館
「もみじの湯」**

営業 11:00 ~ 19:00
(入館18:00まで)
休館日 水曜日、12/31・1/1
入浴料 大人510円(中学生以上)、
小学生300円
電話 0979-55-2770
アクセス 中津市街から車で約45分

深耶馬渓の耶馬渓温泉郷にある市営の日帰り温泉施設。無色透明の単純泉は源泉かけ流し。

味わう

中津からあげ

“からあげの聖地”として名高い中津市では40店以上が味を競う。各店はタレの味に工夫をこらし、注文を受けてから揚げるのが中津流。

注文は個数ではなく、量り売りが基本(100g単位)。

健保組合より新たな取り組みとお願い

ジーエス・ユアサ健康保険組合では、医療給付、高齢者納付金および拠出金等の負担により健保財政が悪化する中、みなさまからいただいた保険料を適正かつ有効に利用するため、医療費低減施策や健康づくり事業を実施しています。今般、その一環として、現在行っている「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診についての確認（照会）」（下図参照）をさらに充実させて実施することにしました。

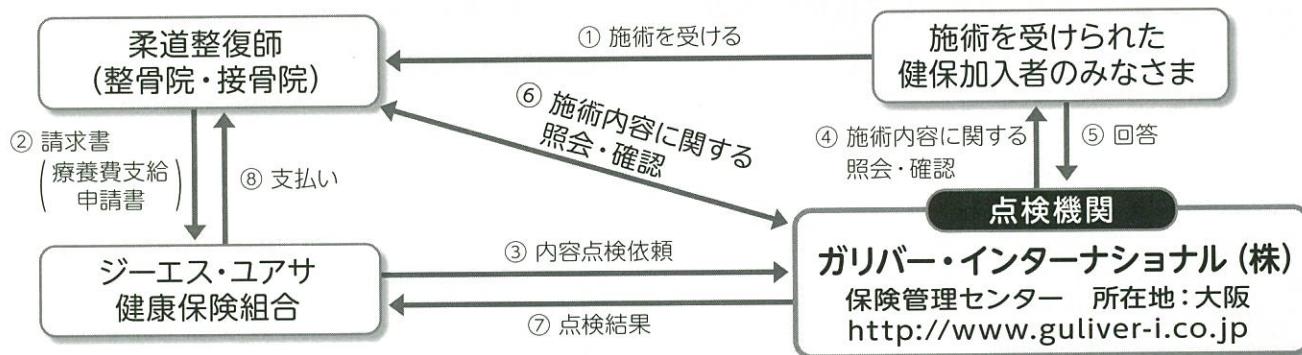
これは、柔道整復療養費における請求内容を確認するために、受診者であるみなさまに対し、負傷の原因や施術内容を確認させていただくものです。この確認をより充実させ、医療費の適正化に一層の効果を上げるために、新たに平成26年4月から、健康保険組合が点検機関（ガリバー・インターナショナル（株）保険管理センター 所在地：大阪）に点検・確認業務を委託して行うことになりました。

つきましては、柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診実績のある方には、必要に応じて負傷の原因や施術内容の確認のための文書（「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診に伴う確認について」）をお送りさせていただきますので、回答期限までに必ずご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、平成17年4月に施行された個人情報保護法にもとづき、みなさまが委託先との間で『照会文書「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診に伴う確認について』（下図④および⑤）にてご回答いただいた内容は、柔道整復療養費の点検および確認以外には使用しない旨の守秘義務契約を交わしていることを申し添えます。

今後とも、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。

施術から支払い完了までの流れ



整骨院・接骨院(柔道整復師)の施術

～正しく理解してかかりましょう～

整骨院・接骨院(柔道整復師)で「保険適用」などと書かれていますが、すべての施術が健康保険でかかるわけではありません。健康保険が使えるのは限られたケースのみです。使えないケースで施術を受けた場合、全額自己負担となりますのでご注意ください。



このような場合に
健康保険が使えます

業務上・通勤災害以外で、

- 打撲
 - 捻挫 (いわゆる肉離れを含む)
 - 骨折
 - 脱臼
- (骨折・脱臼は、応急手当を除き医師の同意が必要です)



このような場合は
健康保険が使えません

- 仕事や家事などの日常生活による単なる肩こり・筋肉疲労など
- 医師が治療すべき椎間板ヘルニア・神経痛・リウマチ・関節炎など
- 症状の改善がみられない長期漫然の施術
- 保険医療機関で同時期に同部位の治療を受けている場合

柔道整復師にかかるときの
注意事項

- 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、自筆で記入しましょう。
- 領収書は必ずもらって保管しましょう。

平成26年4月から

産前産後の休業期間中も保険料免除に

育児休業等期間中の健康保険料は、負担の軽減をはかるため、事業主からの申し出により被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されています。

さらに平成26年4月からは、産前産後休業期間中の健康保険料についても、事業主からの申し出により免除されることになりました。



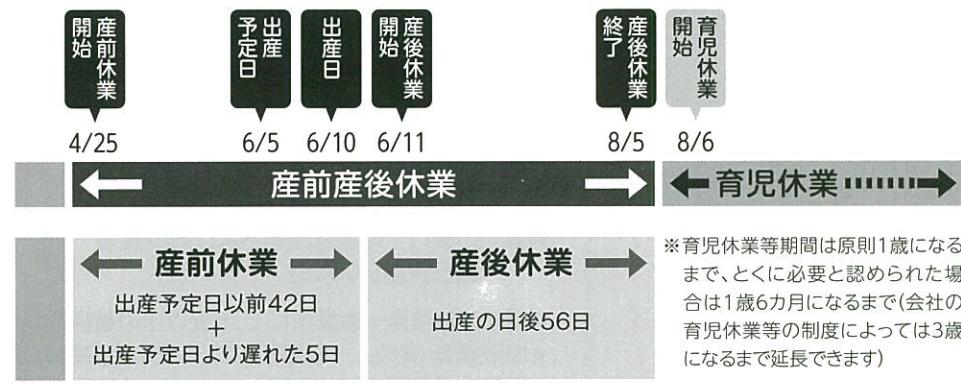
産前産後休業中の 健康保険料免除期間

例 出産予定日6月5日、出産日6月10日、産後休業後引き続き育児休業を開始する場合

- 産前産後休業期間
4月25日～8月5日
 - 保険料免除
4・5・6・7月分



※平成26年4月1日の施行日前に産前
産後休業を開始した場合は、施行日
を休業開始日とみなします。



※育児休業等期間は原則1歳になるまで、とくに必要と認められた場合は1歳6ヶ月になるまで(会社の育児休業等の制度によっては3歳になるまで延長できます)

※育児休業等期間も保険料は免除されます。

産前産後休業終了後の標準報酬月額改定の特例

産前産後休業終了後に育児休業を取得せず復職し、育児等を理由に報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により標準報酬月額の改定することができます。

*標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日が含まれる月以後の3ヵ月間に受けた報酬（支払基礎日数が17日未満の月は除く）の平均額により決定し、その翌月から改定されます。

※育児休業等終了後も標準報酬月額改定の特例があります。

平成26年
4月から

70~74歳の一部負担割合が 段階的に見直されます

平成20年度以降、70～74歳の被保険者および被扶養者の医療費の一部負担割合については、軽減特例措置により1割とされてきました。

平成26年4月以降は、新たに70歳になる被保険者等の一部負担割合から段階的に法定割合の2割に見直されます。

● 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者および被扶養者^{※1}

⇒ 70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分^{※2}から療養にかかる一部負担割合を**2割**に

● 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者および被扶養者^{※3}

⇒ 75歳になるまで、一部負担割合は**1割**に(特例措置の継続)

※1 誕生日が昭和19年4月2日以降の人

※2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は同年5月診療分から

※3 誕生日が昭和14年4月2日～昭和19年4月1日までの人の

平成26年度 健康づくり事業のご紹介

保健(院)のPR

- ① ホームページによる情報提供
- ② 機関誌「健保だより」の発行(年2回)
- ③ 健康管理雑誌「すこやかファミリー」の発行(被保険者の家庭に隔月配布)
- ④ 育児誌「赤ちゃんとママ」の配布(出産した被保険者、被扶養者に2年間家庭に配布)
- ⑤ 健保連保健指導宣伝(健保連提供のテレビ番組等の共同負担金)



病気の予防・健康づくり

- ① 特定健診・特定保健指導……… 対象: 40歳以上の被保険者および被扶養者
- ② 人間ドック(1日ドック)……… 対象: 35歳以上の被保険者および被扶養者
(自己負担 15,000円 年1回)
- ③ 脳ドック……… 対象: 35歳以上の被保険者および被扶養者
(自己負担5,000円 3年に1回)
- ④ 消化器集団検診………
 - 胃部X線検査…事業所にて35歳以上の被保険者の希望者を対象に実施
 - 血液検査(胃がん)…事業所にて35歳以上の被保険者を対象に実施
 - 胃部内視鏡検査(昨年度B・C結果者の希望者)…対象事業所において実施
- ⑤ 腹部超音波検診……… 事業所にて35歳以上の被保険者の希望者を対象に実施
- ⑥ 前立腺がん検査……… 事業所にて50歳以上の被保険者を対象に実施
- ⑦ 血液検査(生活習慣病、肝機能)……… 事業所にて全被保険者を対象に実施
- ⑧ 家族検診……… 35歳以上の被扶養者に一定範囲の検診を奨励し、補助(年1回)
- ⑨ 乳がん検診……… 対象: 20歳以上の被保険者および被扶養者
(補助金7,000円 年1回)
- ⑩ 子宮がん検診……… 対象: 20歳以上の被保険者および被扶養者
(補助金4,200円 年1回)
- ⑪ 家庭常備薬の配布……… 全被保険者に配布(品目は本人選択)
- ⑫ ファミリー健康相談……… ジーエス・ユアサ健康保険組合の専用フリーダイヤル
- ⑬ がん自己検診………
 - 肺がん・胃がん・腸がん検診…対象: 35歳以上の被保険者および被扶養者
 - 子宮がん検診… 対象: 20歳以上の被保険者および被扶養者
 - 前立腺がん検診(PSA測定)… 対象: 50歳以上の任意継続被保険者および被扶養者
- ⑭ インフルエンザ予防接種補助金… 被保険者および被扶養者を対象に実施
対象者1人: 2,000円以下/年
- ⑮ かぜ予防キットの配布……… 未就学児のいる家庭に配布
- ⑯ ウォーキング促進活動……… 被保険者を対象にウォーキングキャンペーンの実施(人数限定)
- ⑰ 健康づくり活動………
 - 事業所ごとに健康セミナーを実施
 - 被保険者の体育、レクリエーション活動補助(共済に拠出)



ジーエス・ユアサ健康保険組合のホームページ

アドレスは <http://www.gsyuasa-kenpo.or.jp/>

携帯版アドレス <http://www.gsyuasa-kenpo.or.jp/m/> (お知らせのみ閲覧できます)

当健康保険組合では、ホームページからも被保険者・被扶養者のみなさまへの情報提供を行っています。

健康保険の給付などについての情報、健康づくりなどのための保健事業の情報、必要な申請書類等のダウンロードなど、さまざまなコンテンツをご用意していますので、ぜひご家族でご活用ください。